2026年11月10日

各　位

会　社　名　SEIMA ホールディングス株式会社
代 表 者 名　代表取締役社長　　植杉　泰久
（コード番号　3306　東証スタンダード）
問 合 せ 先　取締役　　折本　和也
電 話 番 号　078-332-8251

調査委員会の設置、並びに2027年３月期第２四半期決算発表の延期、及び半期報告書の提出期限延長に係る承認申請の検討に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、後述の疑義に係る事実関係の解明と、何らかの問題等が判明した場合には、それを踏まえた原因分析と再発防止策の提言等を目的として、調査委員会の設置を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、当社は、2026年11月12日に予定しておりました2027年３月期第２四半期決算発表を延期し、四半期末後45日を超える見込みとなりましたこと、及び2026年11月16日が法定提出期限である2027年３月期半期報告書につきまして、提出期限の延長に係る承認申請を検討することといたしましたので、あわせてお知らせいたします。

株主及び投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なご迷惑とご心配をおかけしますことを、深くお詫び申し上げます。

記

１．調査委員会の設置について

(1)　調査委員会設置の経緯及び趣旨

当社は、2026年7月2日開催の取締役会における決議により株式会社Food Operation Japan（以下「FOJ社」といいます。）の株式200株（議決権所有割合33.3%）を金４億円で取得し、また同月21日開催の取締役会における決議によりFOJ社の株式95株（議決権所有割合15.8%）を金1億9000万円で取得し、FOJ社株式合計295株（議決権所有割合49.2%）を保持しておりました。

その後、2026年８月６日付け「株式会社Food Operation Japanの株式の取得（子会社化）に関するお知らせ」と題するリリースにて公表のとおり、同日開催の取締役会にて、FOJ社の株式305株（議決権所有割合50.8%）を同月中に取得し子会社化することを決議し、同月18日付け「（開示事項の経過）　株式会社Food Operation Japanの株式の取得（子会社化）完了に関するお知らせ」と題するリリースにて公表のとおり、同日、金6億1000万円を支払ってFOJ社株式を取得し、これにより当社は、FOJ社の全株式600株を保有（合計取得金額12億円）するに至り、FOJ社を完全子会社といたしました（以下、かかる一連の取引による子会社化を「本件完全子会社化」といいます。）。

その後、2027年３月期の半期報告書に係る期中レビュー手続の過程において、当社の会計監査人である監査法人アリアより、2026年10月22日、監査等委員宛に、本件完全子会社化における投資判断及び取得価額の合理性、取引の経緯、資金移動、並びに各種デュー・ディリジェンス指

摘事項への対応等について、一定の疑義がある旨の指摘を受け、同月 26 日、当社監査等委員は、その詳細について監査法人アリアよりその具体的内容についてヒアリングを行いました（以下「本件疑義」といいます。）。

これを受けて当社は、対応を検討しておりましたが、本日開催の取締役会において、社外の専門家により構成される調査委員会を設置することを決議いたしました。

(2) 調査委員会設置の概要

本日設置いたしました調査委員会の概要は以下のとおりであります（本日時点の予定であり、今後の協議及び調査の進捗状況等により、委員の追加等の変更となる可能性があります。）。

一　本調査委員会の構成

委員長：藤本一郎（弁護士、弁護士法人創知法律事務所代表社員）

委　員：結城大輔（弁護士、公認不正検査士、のぞみ総合法律事務所マネジング・パートナー）

委　員：塩田大介（公認会計士・税理士、塩田大介公認会計士事務所代表）

二　調査目的

本件疑義に係る事実関係の解明と、何らかの不正や不適切処理、内部統制上の問題等が判明した場合には、それを踏まえた原因分析と再発防止策の提言

三　調査の具体的内容

現時点で当社が想定している本調査委員会による調査の具体的内容（調査対象）は、大要以下のとおりです。

ア　当社による FOJ 社の本件完全子会社化に係る事実関係の解明。特に、M&A ガイドラインへの違反の有無、株式価値算定・決定の経緯等。

イ　本件完全子会社化の対価である合計 12 億円の合理性等。

ウ　本件疑義と同様ないし類似する案件・行為の有無・内容の調査。

エ　上記各号の調査結果を踏まえた当社財務諸表等への影響の検討（内部統制不備の特定・評価等を含む。）。

オ　何らかの不正や不適切処理、内部統制の不備等が判明した場合には、それを踏まえた原因分析と再発防止策の提言（内部統制の不備の特定・評価等を含む。）。

カ　その他ア～オに関連して、本調査委員会が必要と判断する事項

四　調査期間

2026 年 11 月 10 日から 2026 年 12 月 14 日まで（予定）。

なお、本調査委員会は、いわゆる日本弁護士連合会の第三者委員会ガイドラインに準拠するものではありませんが、いずれの委員も本件完全子会社化とそれに関連する取引への関与はなく、本件疑義とは何ら関係を有しておりません。

２．決算発表の延期及び半期報告書の提出期限の延長に係る承認申請の検討に至った理由について

上記のとおり、本件完全子会社化に係る事実関係には疑義があり、この内容如何によっては、例えば、当社の半期連結財務諸表における本件完全子会社化に係るのれんの計上額に影響が生じる等、当社の半期連結財務諸表に対する影響が懸念されます。本調査委員会による調査手続とそれに要する時間軸を勘案しますと、法令に定める半期報告書の提出期限である 2026 年 11 月 16 日までに監査法人アリアによる監査・期中レビュー等を終えたうえで 2027 年３月期の半期報告書を提出することができないことは明らかであると判断し、提出期限の延長に係る承認申請を行うことを検討することといたしました。あわせて、2026 年 11 月 12 日に予定していた 2027 年３月期第２四半期決算発表を延期することといたしました。

３．今後の見通し

延期後の 2027 年３月期第２四半期の決算発表日及び半期報告書の提出については、関係各所と

の確認が取れ次第、方向性が定まりましたら速やかにお知らせいたします。

４．業績への影響

本開示に伴う業績への影響については精査中であります。開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以　上